岡山県立岡山南支援学校スクールバス（大元コース）運行管理業務仕様書

１　委託業務の名称

岡山県立岡山南支援学校スクールバス（大元コース）運行管理業務

２　委託業務の概要

岡山県立岡山南支援学校（以下「学校」という。）児童生徒の登校・下校のためのスクールバスの運行及び岡山県が所有するスクールバスの維持管理

３　委託期間

令和９年３月１日から令和１２年２月２８日まで（３年間）

ただし、令和９年度以降において、岡山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する。

４　委託業務の内容

（１）輸送業務

学校が作成する登校・下校の輸送計画に基づき、指定された運行コース、運行時刻等の運行条件を遵守し、児童生徒を安全かつ確実に輸送すること。

（２）運行管理車両

運行管理車両は、岡山県が所有するスクールバス1台とし、車両の概要は次のとおりである。

なお、車両の使用について明らかにするため、岡山県と受託者間でスクールバス使用貸借契約(無償貸与)を締結するものとする。

【車両の概要】

中型バス

三菱　ローザ　2WG-BE740JBAJ

令和８年式　総排気量2.998ℓ

固定座席２４席・補助席８席・運転席１席

（３）登校・下校運行ルート及び運行時間等

別紙１「岡山南支援学校スクールバス路線図（大元コース）」のとおり

ただし、乗車する児童生徒数等により変更する可能性があり、詳細については学校と協議の上、決定する。

（４）運行予定日数（別紙２「運行予定日数」のとおり）

令和９年　３月１日～令和９年　３月３１日　　０日（運行なし）

令和９年　４月１日～令和１０年３月３１日　２００日（４００便以内）

令和１０年４月１日～令和１１年３月３１日　２００日（４００便以内）

令和１１年４月１日～令和１２年２月２８日　１８６日（３７２便以内）

児童生徒の登校便と下校便の１日２便運行する。ただし、運行日については、学校と協議の上、決定する。

なお、午前６時時点で、学校学区にレベル３以上の「大雨警報」「氾濫警報」「土砂災害警報」「高潮警報」または「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発表されている場合、その他校長が必要と認めた場合は運休とし、１日当たりの運行経費【９（２）】は請求できないものとする。

（５）乗務員の選任

受託者は、従業員の中から運転手１名（過去３年間に事故歴及び違反歴がないこと）及び介助者１名を選任し、輸送業務を行わせること。また、それぞれ代行者を選任し、運転手又は介助者が事故その他の事由により業務を遂行できないときは、代行者に業務を行わせること。

運転手について、【４（８）車両の保管】において車両が事業用自動車として登録する場合は、第二種運転免許を保有する者を選任すること。

（６）運行管理責任者の選任

受託者は、従業員の中から運行管理責任者を選任し、運行条件を遵守させるよう努めること。また、運行管理責任者の業務を補助させるため、副運行管理責任者を選任すること。

（７）乗務員の健康管理

受託者は、定期健康診断を実施するなど、乗務員の健康管理について特段の配慮を行うこと。

乗務員が、学校保健安全法施行規則第18条で規定する伝染病に感染するなど、児童生徒の健康に影響を与える恐れがある場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、口頭及び書面により学校へ報告すること。

（８）車両の保管

学校敷地内の指定場所又は受託者の車庫等で適切に保管すること。車両の保管場所については、燃料費や回送人件費等の運行経費（回送コスト）の最小化が図られるよう、学校敷地内又は学校に極力近接した場所の選定に努めること。なお、学校敷地から２㎞以上離れた場所で保管する場合は、「自動車検査証」の使用者欄等の記載を受託者に変更するとともに、車両を事業用自動車（緑ナンバー）として登録すること。

（９）車両の管理

ア　受託者は、児童生徒が常に安全かつ快適に通学できるよう、車両の点検整備を行い、学校が示す日常点検表に記録し、学校の確認を受けること。

イ　受託者は、いわゆる車検の受検（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税納付を含む）若しくは故障又は不調等により修理を実施した場合は、適宜、書面（任意様式）で当該内容について学校に報告すること。

ウ　受託者は、車両の故障等により予定の運行ができない場合は、速やかに学校に報告するとともに、代替輸送を適切に行うこと。

エ　受託者は、児童生徒の自傷や他害行為が著しい場合には、速やかに学校に報告し、学校と受託者との協議の上、必要に応じて防止のための車内改修を行うこと。

オ　受託者は、携帯電話を装備し、運行中は常時使用可能な状態にしておくこと。なお、装備する携帯電話には、学校で運用している保護者連絡システムに係るアプリケーションをインストールすること（詳細は別途指示する）。

(10) 児童生徒に対する理解

ア　特別支援学校の児童生徒は、情緒が不安定な場合もあり、その行動には常に気を配ること。

イ　複数の障害を有する重複障害児童等には、肢体不自由な者、体力が著しく劣る者、健康状態が不安定な者等がおり、乗降時はもとより走行中においても介助の必要がある場合もあるため、スクールバスの運行には細心の注意を払うこと。

ウ　児童生徒の中には、言葉での意思疎通を行うまでには至らない者もおり、お互いに信頼関係が築かれ、行動の予測や要望が理解できるよう、丁寧かつ適切に接すること。

エ　児童生徒に対しては、教育の場にふさわしい態度で接すること。

(11) 安全面の配慮

次に掲げる事項を遵守し、児童生徒の安全な輸送に最大限の注意を払うこと。

ア　児童生徒が乗降車するときは、車両が完全に停車してから扉を開け、児童生徒が席に座ったことを確認してから発車すること。介助者は降りて乗降場所の安全確認をし、適宜乗降者の補助をすること。

イ　児童生徒の乗車又は下車の際は、【４（13）】の名簿により必ず児童生徒全員の乗車・降車を確認すること。また、下車の際に児童生徒を引き渡す人が決まっている場合は、その人に引き渡すこと。もしも停留所にその人が居ない時は、学校へ連絡し、指示を受けること。

ウ　車両の走行中に児童生徒の著しい問題行動があった場合は、速やかに安全な場所に停車し、車内の安全が確認されてから走行すること。

(12) 名簿の携行

児童生徒の輸送にあたっては、児童生徒の名簿を携行すること。

(13) 衛生面の配慮

次に掲げる事項に留意し、車内を常に清潔に保つこと。

ア　床面や座席等を適宜清掃し、車内を常に清潔に保つこと。

イ　大小便で汚れる場合があるので、必要に応じて座席にシートを敷くこと。

ウ　大小便や血液には、他の児童生徒が触れないようにすること。

エ　救急薬品を携行すること。

(14) 緊急時等の処置

ア　携帯電話を装備し、交通事故その他緊急事態が発生した時は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、学校及び関係者に速やかに通報すること。

イ　交通渋滞等により規定どおりの運行が困難となった場合は、学校に連絡し適切な指示を受けること。

ウ　自然災害等により緊急下校することとなった場合は、学校からの緊急下校の連絡により速やかに配車すること。

(15) 損害賠償

契約期間内の車両の管理中における事故等の発生により、岡山県、児童生徒又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うこと。また、事故に備え、対人・対物及び搭乗者等に対する賠償が行えるよう契約内容を考慮し任意保険に加入すること。

5　運行前の事前打ち合わせ

受託者は、契約締結後、実際の運行業務が始まるまでに、学校と運行内容について打ち合わせを行い、運行コースを試走するなど安全を確認するものとする。また、運行内容に変更があった場合も同様とする。

6　運行記録表及び乗車チェック表

スクールバスの運行については、運行記録表及び乗車チェック表を作成し、学校に提出しなければならない。（様式は別途指示する。）

7　委託業務の範囲

（1）一般貸切旅客自動車運送事業の許認可を受けるための事務

（2）車両の点検整備及びいわゆる車検の受検

（3）車両の部品交換、修理及び清掃の実施

（4）油脂（燃料、潤滑油）等の給油及び給油作業

（5）運行管理上必要な物品の購入及び管理

（6）事故の際の処理及び補償に関する事項

（7）車両の故障又は事故等により運行できない場合の代替輸送の手配

（8）学校所有のスタッドレスタイヤの装着及び脱着作業

（9）車両に係る自動車損害賠償責任保険更新手続及び保険料納付

(10) 車両に係る自動車重量税の納付

(11) 乗務員の管理、指導及び教育

(12) その他スクールバスの運行に必要な事務

なお、（1）について、【4（8）車両の保管】において車両が事業用自動車として登録する場合は、「一般貸切旅客自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に置き換える。

8　経費負担

委託業務の範囲に係る経費は、全て受託者が負担するものとする。

9　経費積算

（1）固定経費

人件費（運転手１人・介助者１人）、スクールバス点検・整備・管理・修理費、車検費用（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を含む）、任意保険料、携帯電話料及びその他事務経費等、運行便数に関係なく必要な経費について、契約期間内（３年間）の総経費。

（2）運行経費

燃料費、油脂費等運行に必要な経費について、契約期間内（３年間）の総経費。

10　受託者提出書類

受託者は、契約書と併せて、以下の書類を提出すること。

（1）本委託業務に係る落札者の組織・連絡体制図
（2）乗務員及び運行責任者等の名簿
（3）運転手及びその代行者の運転記録証明書
（4）守秘義務に関する誓約書
（5）一般貸切旅客自動車運送事業許可書の写し
（6）暴力団の排除に係る誓約書
（7）落札金額の積算内訳書（契約金額の変動が生じる契約内容の変更がある場合の積算資料となるため、その作成にあたっては正確を期すこと。）

なお、（5）について、【４（８）車両の保管】において車両が事業用自動車として登録する場合は、「一般貸切旅客自動車運送事業」を「特定旅客自動車運送事業」に置き換える。

11　支払条件

受託者は、毎月の業務完了後に、当該月分の日常点検表及び運行記録表を添えて、契約に基づく当月分経費を書面で請求するものとし、委託者は、正当な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

12　その他

（1）道路運送法、道路交通法その他関係法令を遵守すること。
（2）スクールバス運行にあたり、道路通行に関する法規上の規制について必要な許可又は手続に対応できること。
（3）教職員及び保護者については、特別な事情のあった場合に限り、スクールバスの運行管理に支障のない範囲において、学校長が認めた者を乗車させるものとする。
（4）別契約により、校外学習等で本スクールバスを運行する際は、効率的な運転員の配置及び労務管理に努め、人件費等の追加経費が最小限となるよう配慮すること。
（5）業務上知り得た秘密や個人情報を他に漏らさないこと。契約期間終了後も同様とする。
（6）その他疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議の上、決定するものとする。

別紙1

令和9年度　岡山南支援学校スクールバス路線図

（大元コース）



大元コース	停留所	登校便	下校便		
			月火木金	水	始業式等
	ＪＲ大　元　駅	8:15	15:35	14:35	12:15
	ダ　イ　キ	8:40	15:10	14:10	11:50
	学　　校	8:50	15:00	14:00	11:40

別紙2

運行予定日数

契約期間:令和9年3月1日～令和12年2月28日

月	令和8年度 日数	令和9年度 日数	令和10年度 日数	令和11年度 日数
4月		17日	16日	16日
5月		18日	20日	21日
6月		22日	22日	21日
7月		14日	14日	14日
8月		0日	0日	0日
9月		20日	19日	18日
10月		20日	21日	22日
11月		20日	20日	21日
12月		18日	17日	16日
1月		16日	17日	18日
2月		19日	18日	19日
3月	0日	16日	16日	
年間	0日	200日	200日	186日

※変更する可能性があります。